

機械（精密機械を除く）器具製造業におけるボール盤、フライス盤を起因物とする死傷災害発生事例

(2017年)

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	11~12	ポール板（機械名）で作業中、約5センチ位の製品の面取り作業中、軍手が巻き込まれ、左手人差し指を負傷し、9針縫った。	43	10~29
1	15~16	本社工場内東棟機械加工場にて、汎用フライス盤を使い鋳物で出来た品物の平面加工実施中に、何らかの理由・原因により、右手にはめていた軍手もしくは袖口が回転中の刃物に巻き込まれ、その勢いで体ごとフライス盤のテーブル上まで持ち上げられ、巻き込まれてしまった。	41	10~29
2	16~17	NC縦型フライス盤で当社加工工場内において金属部品材料にφ14の穴明け作業を行う時、右手で刃物を上下に移動中に左手で長さ20cmの竹のハケで刃物部分に油を掛けていた時、切りくずの金属くずが左手作業服の袖に巻き付き左手小指が刃物に接触し、左手小指を切断負傷した。	78	1~9
2	8~9	フライス作業中、敷板がエンドミル（刃物）に接触しかけたので、敷板を移動させようとしたところ、左手がエンドミルに接触し、巻き込まれた。	52	30~49
2	10~11	被災労働者がボール盤を使用して製品の穴明け作業に従事していたが、加工数が多く急いでいたので、ボール盤を主軸を停止せず脱着作業を行った為、主軸に付いている回転工具に手袋着用の右手を巻き込まれ負傷したものである。	33	50~99
3	16~17	本社機械第2工場にて、工作機械（NC横中ぐり盤）で本体加工検取りに、回転しているφ50mmのカッターを回転していないと思い込み、ワークの状態を確認する	34	100~

		ため覗き込もうとし、右手首辺りを持って行ってしまい、手首から肘まで巻きこまれた。		299
4	15～ 16	フライス盤で製品を加工中、工具に指を近づけてしまった為、左人差し指を挟んでしまった。	31	1～ 9
4	11～ 12	同工場内にてボール盤を使用し製品のバリ取り作業中、左手が回転部に接触しまき込まれ、親指を負傷した。	63	10 ～ 29
4	9～ 10	会社工場内にてフライス盤を使用して平鉄の長穴加工の作業中、フライス盤のドリルが回転している状態で、手袋（やや厚手）をしたままオイルノズルを避けようとしたとき、誤って手袋ごとドリルに巻き込まれ、左手環指を負傷した。	60	1～ 9
7	11～12	トラックの荷台で作業中、足を滑らせて左足をパレットに強打し裂傷を負った。	28	1～ 9
7	13～14	工場内のフライス機械作業場において、フライス機を使用しアルミ製品の仕上げ作業を行っている時、めまいを起こし、手を添えた場所がフライス機の刃物の回転部分だったため左手ひとさし指と中指を負傷した。	32	30 ～ 49
7	11～ 12	工場の組立場で、部品の内径を大きくするため、ボール盤を使って削る作業をしていたところ、リーマ棒に巻き込まれ、薬指を骨折した。最初は素手で作業していたが、指が痛くなってきたので手袋をしたところ、巻き込まれたものである。	69	30 ～ 49
7	16～ 17	工場内の機械作業場において、ボール盤で穴あけ作業中、ボール盤の回転を止めずに左手で切粉を取り除こうとした際、左手をボール盤に巻かれ負傷した。	19	10 ～ 29
9	8～9	構内作業場にて、直立ボール盤を使い鉄板に穴を開ける作業中、誤ってボール盤の回転軸に左手の手袋が巻きつき、そのまま腕が巻き込まれた。なんとか右手でスイッチを切り、回転を止めることができたが、左手首を負傷した。痛みが激しく急いで病院を受診、橈骨骨折と診断された。	50	10 ～ 29
12	11～12	加工職場にて、ボール盤を使用したタップ加工中に、バイスに挟んだ母材を入れ替える際、回転を停止させないまま行い、誤って右手小指が回転中のタップにまき込	73	—

		まれてしまった。		
12	16~17	工場内において、フライス盤を使用し部品の側面を削っていた際、切削工具を止めずに手前にあったゴミ（切粉）を取ろうとした瞬間、誤って回転工具と加工部品の間に右手示指が巻き込まれ負傷した。	23	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html